

## 指定居宅サービス事業者の指定・指導等権限を市町村へ移譲します (平成23年10月から)

大阪府では、「大阪発“地方分権改革”ビジョン」に基づき、府内市町村への特例市並みの権限移譲を進めており、府内市町村においては「権限移譲実施計画(案)」(平成22年度から24年度)が策定されています。

大阪府知事の権限に属する事務のうち、

○老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届の受理等に関する事務

○介護保険法に基づく居宅サービス事業者の指定・指導等の事務

平成23年10月から池田市、茨木市、箕面市、豊能町及び能勢町

並びに島本町※(※老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業開始届受理等に関する事務に限る。)

平成24年1月から、富田林市、河内長野市、柏原市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村  
に移譲します。

### 【移譲事務】

#### ●介護保険法上の居宅サービス、介護予防サービス及び居宅介護支援事業者の指定・指導等

介護保険法：24条①②、41条①、46条①、53条①、70条⑤(70条の2④準用含む)、70条の2①(115条の11準用含む)、71条①ただし書(115条の11準用含む)、75条①②、75条の2①、76条①、76条の2①②③④、77条①、78条、79条の2①、82条①②、82条の2①、83条①、83条の2①②③④、84条①、85条、115条の5①②、115条の6①、115条の7①、115条の8①②③④、115条の9①、115条の10

#### ●老人福祉法上の老人居宅生活支援事業開始届、老人デイサービスセンター等設置届の受理等

老人福祉法：14条、14条の2、14条の3、15条②、15条の2①、16条①、18条①、18条の2②③

<参考：厚生労働省法令等データベースサービス>

厚生労働省のホームページ > 所管の法令、告示・通達等 > 法令検索 目次(体系)検索へ > 第10編 老健 第1章 老健

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

### 【移譲時期・対象市町村】(平成23年2月定例府議会にて条例改正)

#### 平成23年10月1日より

- ・池田市、箕面市、豊能町、能勢町(広域連携により実施)
- ・茨木市
- ・島本町(老人福祉法上の老人居宅生活支援事業開始届の受理等に関する事務に限る。)

#### 平成24年1月1日より

- ・富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村(広域連携により実施)
- ・柏原市

#### 該当市町村に所在する事業所の指定・指導、届出等は、各市町村において実施します

※老人福祉法上の老人居宅生活支援事業の設置の届出受理等については、既に、寝屋川市、阪南市及び岬町には移譲されています。

### 【参考】

#### ◆大阪版地方分権推進制度、その他市町村の権限移譲計画等◆

○市町村への権限移譲(大阪府総務部市町村課ホームページ)：

<http://www.pref.osaka.jp/shichoson/kengenijyou/index.html>

大阪府トップページ ▶▶ 府政運営・市町村 ▶▶ 市町村 ▶▶ 市町村への権限移譲

○大阪発“地方分権改革”ビジョン(大阪府政策企画部地域主権課ホームページ)：

[http://www.pref.osaka.jp/chikishuken/osaka\\_bunken\\_vision/index.html](http://www.pref.osaka.jp/chikishuken/osaka_bunken_vision/index.html)

大阪府トップページ ▶▶ 府政運営・市町村 ▶▶ 政策 ▶▶ 大阪発“地方分権改革”ビジョンについて